

令和5年4月27日

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

一般財団法人埼玉県教職員互助会の
結婚祝金の取扱いについて（通知）

一般財団法人埼玉県教職員互助会の結婚祝金の取扱いについて、下記のとおりとしますので通知します。

記

1 取扱いの内容

県では性の多様性を尊重した社会づくりを進めていることから、現在結婚祝金の対象となっている「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に、いわゆる同性パートナーを含むこととする。

2 施行年月日

令和5年4月1日

【お問い合わせ先】

担 当：福利課短期給付担当

TEL：048（830）6696